

(庶ろー06)

令和2年7月6日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局広報課長 大須賀 寛之

#### 第61回「法の日」週間の広報行事について（事務連絡）

昭和35年、閣議において、10月1日を「法の日」とすることが定められ、国をあげて、法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるため、行事を行うこととされました。裁判所としても、「法の日」から1週間を「法の日」週間とし、検察庁、弁護士会その他の関係機関と協力して広報行事を開催するなど、「法の日」の趣旨の徹底を図ってきたところであり、例年「法の日」週間実施委員会を設置すること及び各地の実情に応じた行事を企画、実施することを求める当職通達を発出してきました。

しかしながら、依然として新型コロナウイルス感染症の新規患者が発生している地域もあるなど、事態が収束したとは言い難い状況にあり、例年と同様の対応を各府に一律に求めることは相当でないことから、本年は通達の発出をせず、行事の開催については、各地の実情に応じて判断していただくこととします。多数の来庁者を伴う行事の開催については、政府の方針や地域における感染症の状況などを踏まえて慎重に判断してください。

なお、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針においては、催物等の開催に当たっては、その規模にかかわらず、徹底した「三つの密」の回避や主催者による参加者等に係る行動管理等が求められているところですので、行事を実

施する場合は、確実にそのような措置を講じてください。

これまで各庁において行われていたような行事を企画、実施することが困難な場合でも、前記の「法の日」の趣旨に照らすと、関係機関とも調整の上で、各庁の実情に応じた広報活動を行っていただくことは有益と思われます。ウェブサイトや地域のメディア等を活用した情報発信など様々な工夫も考えられますので、先例にとらわれることなく、有意義な広報活動を検討してください。